

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表（案）

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び

公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。

2 前項の文書通信交通滞在費（以下この条において単に「文書通信交通滞在費」という。）については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

3 議長、副議長及び議員は、両議院の議長が協議して定めるところにより、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告しなければならない。

4 議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、前項の規定による報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならない。

〔新設〕

2 前項の文書通信交通滞在費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

〔新設〕

第九条〔同上〕

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の初日（公布の日から起算して三月を経過した日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

2 この法律による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行の日以後に各議院の議長、副議長及び議員に支払われる同条第一項の文書通信交通滞在費について適用する。